

移民政策なき外国人労働者政策を擁護する知識人たち(2)

——やさしい日本語・日本語学校——

井上 徹
倉田 良樹

目次

- 1. 本研究の背景と課題
 - 1. 1 本研究の背景
 - 1. 2 本研究の課題
- 2. 多文化共生論への批判
 - 2. 1 「多文化共生論」という言説
 - 2. 2 山脇啓造の多文化共生論

脚注

文献

(以下本稿)

- 3. <やさしい日本語> はやさしいか
 - 3. 1 <やさしい日本語> とは何か
 - 3. 2 関連する3つの立証研究の検討
 - 3. 3 学問としての<やさしい日本語> 研究の放棄
- 4. 「日本語学校=教育達成移住過程」論は成立するのか
 - 4. 1 是川論文の要旨
 - 4. 2 仮説①は立証されたのか
 - 4. 3 仮説②は立証されたのか
 - 4. 4 仮説③は立証されたのか
- 5. アカデミズムの危機
 - 5. 1 知識人の責任
 - 5. 2 支配的言説の致命的な欠陥
 - 5. 3 学問の自由の敗北

脚注

文献

3. 〈やさしい日本語〉はやさしいか

3. 1 〈やさしい日本語〉とは何か

〈やさしい日本語〉とは移民と日本語母語話者とのあいだの共通言語である、と〈やさしい日本語〉の提唱者、一橋大学教授の庵功雄は次のように述べている。

移民が増えるということは地域社会で外国人が生活するということであり、そこには何らかの共通言語が必要である。過去の調査から英語は共通言語にならないことが明らかになっている。また、日本語母語話者が調整を加えない日本語も同様に不適切である。その理由の1つは、こうした想定をすると、急増する移民の大部分は、少なくとも来日当初、地域の日本語母語話者とのコミュニケーション手段を持てなくなることである。そうすると、共通言語になり得るのは、日本語母語話者が調整を加えた日本語となる。こうした日本語を〈やさしい日本語〉と呼ぶ（庵2019a）。

〈やさしい日本語〉のより具体的な内容を庵はさらに次のように述べている。

〈やさしい日本語〉は簡潔かつ体系的に設計されており、その初級レベルの文法項目を習得すれば、日本語で自分の考えを発信したり、そうした文法項目を使って書かれた日本語の文書を理解したりできるようになる（庵2019a）。

上記から〈やさしい日本語〉とは「簡潔かつ体系的に設計され」た「初級レベルの文法項目」からなる「簡約日本語⁽¹⁾」であり、移民がそれを習得すれば、「日本語で自分の考えを発信したり、そうした文法項目を使って書かれた日本語の文書を理解したりできるようになる」とされていることがわかる。「簡潔かつ体系的に設計され」た「初級レベルの文法項目」とはどのようなものか。

「やさしい日本語」は文法面では Step1、2 という 2 段階から構成される。Step1 は活用を伴わないレベルであり、Step2 には理解レベルが存在する。Step1、2 を合わせても現行の初級文法シラバスより大幅に簡素化されているが、産出を重視する立場からすれば、これで十分であると言える（庵2011b:256）。

上記の「現行の初級文法シラバス」とは「日本語能力試験 N4 レベル（旧試験 3 級レベル）」の「300 時間の学習を想定したもの⁽²⁾」（庵2011b:267）だが、その「現行の初級文法」を「大幅に簡素化」した文法項目、Step1、2 から構成される〈やさしい日本語〉を 50～100 時間学習すれば、移民が「母語で言えることを日本語で言える」ようになると庵は次のように述べている。

〈やさしい日本語〉は、「初期日本語教育の公的保障」の対象としての条件を満たす必要があります。この意味の初期日本語教育は 50～100 時間程度と想定され、〔…〕文法項目は最小限に圧縮されている必要があります。〔…〕〈やさしい日本語〉は定住外国人⁽³⁾が日本社会の

中で日本語を使って生きていく上での基盤を作るものです。その際に重要なのは「母語で言えることを簡単な文型を使って日本語で言える」ことです。[…]

それは、日本語で自分がいいたいことを言えるようにならない限り、外国人はいつまでも日本語母語話者の下に置かれ続けることになるからです。

以上〈やさしい日本語〉とは「300時間の学習」をベースにした日本語能力試験 N4の「現行の初級文法シラバス」を「大幅に簡素化」した文法項目 Step1、2から構成された「簡約日本語」であり、それを週1回、2時間⁽⁴⁾、計50～100時間学習した移民は「母語で言えることを日本語でも言える」ようになれるので、それが移民と日本語母語話者との間での共通言語になりえると庵は次のように述べている。

日本語がほとんどできない人には[…]最低限の文法、ミニマムの文法としてのステップ1、2とそれに付随する語彙を覚えてもらいます。一方、受け入れ側の日本語母語話者は、ステップ1、ステップ2が理解できる人がわかる日本語に自分の日本語を調整します。つまり、日本語を日本語に翻訳するということです。これができれば、そこに共通言語が成立します（庵2016:41-42）。

上記内容を図示すると図3.1.1のようになる。

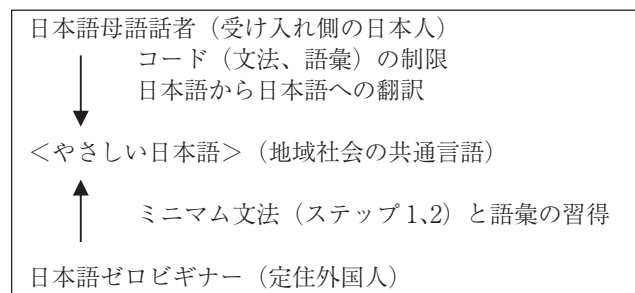


図3.1.1 地域社会の共通言語と〈やさしい日本語〉
（出典：庵（2016:42）より転載）

図3.1.1より、日本語ゼロビギナーの定住外国人（移民）が50～100時間かけてミニマム文法（ステップ1、2）と語彙から構成される〈やさしい日本語〉を習得し、移民受け入れ側の日本語母語話者が「普通の日本語」を〈やさしい日本語〉に翻訳すれば、移民と日本語母語話者との間に地域社会の共通言語としての〈やさしい日本語〉が成立すると庵たち研究グループが提唱していることがわかる。それが話しことばとしての〈やさしい日本語〉である。書きことばとしての〈やさしい日本語〉はどうか。

筆者たちの研究グループでは定住外国人に対する言語保障として Step1、2を策定しましたが、それを推し進めて、この Step1、2が使いこなせるレベルになった外国人が自力で公

文書から情報を取れるようなシステムを構築するということを目指して掲げています。この考え方の背景には、定住外国人の日本語習得に関する minimum requirement として Step1、2を考えた場合に、それによって公文書の読解までがカバーされれば、Step1、2の価値が高まり、外国人の日本語学習の動機付けにもなり、そのことがひいては外国人の日本社会へのスムーズな受け入れにもつながるという期待があります（庵2013:9）。

書きことばとしての〈やさしい日本語〉の具体的な内容がNHK ニュースおよび横浜市の公文書の〈やさしい日本語〉への翻訳⁽⁵⁾であると庵は次のように述べている。

News Web Easy⁽⁶⁾ですが、これはNHK が2012年から行っているサービスで、[...] その日に放送されたニュースを毎日5本取り上げ、それをやさしい日本語に書き換えて提供しています（庵2016:46）。

〈やさしい日本語〉の第二の実践例は公的文書の書き換えとその発展形式としての横浜市の協働作業です（庵2016:48）。

以上が移民の成人に対する〈やさしい日本語〉のあらましであり、庵（2019b:72-73）は「地域社会の共通言語としての〈やさしい日本語〉」が行政コストを大幅に削減できる可能性があるとして以下のように結論づけている。

〈やさしい日本語〉は簡潔かつ体系的に設計されており、その初級レベルの文法項目を習得すれば、日本語で自分の考えを発信したり、そうした文法項目を使って書かれた日本語の文書を理解したりできるようになる。これは外国人（移民）を受け入れの最初期にこうした〈やさしい日本語〉の教育を行えば、彼／彼女らが行政の発行する文書を理解できるようになることを意味し、彼／彼女らの受け入れにかかる行政コストを大幅に削減できる可能性を示唆している。

まさにそのとおりである。日本語ゼロビギナーの移民が〈やさしい日本語〉を50～100時間学べば、「母語でいえることを日本語でいえる」ようになり、さらに〈やさしい日本語〉に書き換えられたNHK ニュースや役所の公文書まで理解できるようになるのなら、移民と日本語母語話者との間で「共通言語」としての〈やさしい日本語〉が話しことば、および書きことばの両方で成立するため、行政コストが大幅に削減できるだろう。そんなことがしかしほんとうに可能なのか。庵たち研究グループが10年の歳月をかけた〈やさしい日本語〉研究の成果ともいえるべき上記結論に筆者が疑問を呈するのはなぜか。日本語ゼロビギナーが〈やさしい日本語〉を50～100時間学んだだけで、(1)「母語でいえることが日本語でいえる」こと、および(2)「〈やさしい日本語〉に翻訳されたNHK ニュースや役所の公文書を理解できる」ことなどありえない。それが日本語学校およびボランティア教室で留学生や技能実習生に日本語を教えた経験のある筆者の確信であるからだが、いや、そうではない、(1)と(2)は可能だということであれば、まずは学術的にそのことを立証するのが学問としての〈やさしい日本語〉研究が最初に取り組むべき課題では

なかろうか。俺らは、はたして〈やさしい日本語〉の効果を学術的に立証しているのだろうか。それが本章のリサーチクエスチョンであり、本章の仮説は以下のとおりである。

日本語ゼロビギナーの移民が〈やさしい日本語〉を50～100時間学べば、(1)「母語でいえることを日本語でいえる」ようになること、および(2)〈やさしい日本語〉に翻訳されたNHK ニュースや役所の公文書が理解できる」ようになることは学術的に立証されていない。

本章は上記仮説を検証することで、〈やさしい日本語〉がやさしくないことをあきらかにするものである。まずは上記(1)と(2)に関連する3つの立証研究を検討することから始めたい。

3. 2 関連する3つの立証研究の検討

関連する3つの立証研究の1つ目は松田ほか(2000)である。それは「「簡単な日本語での日常会話ができる程度の外国人にも理解できる日本語を用いた災害情報の表現のしかた」および「その有効性」について記した試論である」(松田ほか2000:145)が、俺ほか(2011:128)が松田ほか(2000)を引用して次のように述べている。

「やさしい日本語」という名称からすれば本稿に先立つのが、災害時の外国人への情報提供の方法をやさしいものとするという目的から始まった「やさしい日本語」(以下、「減災EJ⁽⁷⁾」と表記する)である。「減災EJ」はその有効性についても検証されており(松田他2000)、ニュースをやさしくすることで内容に関する質問の正答率が30%から90%に上がるという指摘をしている。

俺はその後も松田ほか(2000)を次のように引用している(俺2016:36-37)。

「やさしい日本語」の研究で最も有名なものが次に挙げる松田ほか(2000)です。これは、次の文章(1)を(2)のように書き換えたところ、理解率が約30%から約90%に上がったというものです。

(1) 〈原文〉

今朝5時46分ごろ、兵庫県の淡路島付近を震源とするマグニチュード7.2の直下型の大きな地震があり、神戸と洲本で震度6を記録するなど、近畿地方を中心に広い範囲で、強い揺れに見舞われました。

(2) 〈言い換え文〉

今日、朝、5時46分ごろ、兵庫、大阪、などで、とても大きい、強い地震がありました。地震の中心は、兵庫県の淡路島の近くです。地震の強さは、神戸市、洲本市で、震度が6でした。

俺が松田ほか(2000)を引用し続けるのはなぜか。NHK ニュースや横浜市の公文書の〈やさ

しい日本語〉への書き換えの効果を立証するものとして、松田ほか（2000）が有効であると考えられているからだろう。それはしかしほんとうだろうか。松田ほか（2000:145）は次のように述べている。

本稿は、〔…〕「簡単な日本語での日常会話ができる程度の外国人にも理解できる日本語を用いた災害情報の表現のしかた」および「その有効性」について記した試論である。

今回提案したやさしい日本語の表現を用いて、日本語能力が初級後半から中級前半程度の外国人被験者へ聴解実験を行ったところ、通常のニュース文の理解率は約30%であったが、やさしい日本語を用いたニュースでは90%以上になるなど、理解率の著しく高まることが確認された。

上記の「外国人被験者」とは誰か。松田ほか（2000:155）は次のように述べている。

被験者は以下のとおり。

- ① 日本語レベルが初級後半から中級前半程度の非日本語話者。初級後半から中級前半というのは、日本語学習歴が6ヵ月から2年程度、あるいは日本滞在歴が5ヵ月から2年程度という基準である。
- ② 被験者の数は36名。それぞれの国別の人数は以下の通り。中国（14）、台湾（2）、韓国（4）、スペイン（4）、イギリス（3）、アメリカ合衆国（2）、アイルランド（1）、オーストリア（1）、カナダ（1）、ノルウェー（1）、ブラジル（1）、マレーシア（1）、ミャンマー（1）
- ③ 被験者の所属は、大学の留学生別科日本語コースに在籍する外国人留学生（33名）と学部交換学生（3名）である。

上記から「外国人被験者」とは「日本語学習歴が6ヵ月から2年程度、あるいは日本滞在歴が5ヵ月から2年程度」の「大学の留学生別科日本語コースに在籍する外国人留学生（33名）と学部交換学生（3名）である」ことがわかるが、これら被験者の日本語能力と、日本に来てまもない日本語ゼロビギナーが〈やさしい日本語〉を50～100時間学んだ後のそれとが同等であることが立証されない限り、松田ほか（2000）をもって、NHK ニュースや横浜市の公文書の〈やさしい日本語〉への書き換えの効果を学術的に立証したとはいえないのはあきらかである。松田ほか（2000:156）も次のように述べている。

今回の実験では、留学生だけを被験者としたため、これらのことが外国人居住者一般にとっても有効かどうかについては未検証である。

松田ほか（2000）が「留学生だけを被験者としたため」、「減災EJ」が「外国人居住者一般にとっても有効かどうかについては未検証である」とはっきり述べているにもかかわらず、現在に至るもお庵が松田ほか（2000）を引用し続ける⁽⁸⁾のはそれではなぜか。書きことばとしての〈やさ

しい日本語」が「外国人居住者一般にとっても有効かどうかについて」の学術的な立証研究が庵たち研究グループによっていまだ実施されていないからであると考えられる。

2つ目は高木（2017）である。高木（2017）は3人の韓国人ビジネスパーソンに、週2回、1回1時間の〈やさしい日本語〉シラバスに基づく授業を24週、計48時間実施したのち、全課程を修了した1人⁽⁹⁾の日本語能力を測定した結果を次のように述べている。

本研究では、庵（2009）⁽¹⁰⁾がコミュニケーションに最低限必要な文型・表現を抽出した文法項目 Step1、Step2用い、会話特化型の授業を半年（週2時間×24週、計48時間）行うことでどの程度会話が身につくか、OPI⁽¹¹⁾を用いて測定した。結果はOPI 初級中判定で、学習者はテストの質問を理解し、受け答えはできるものの、語彙に関する知識不足が目立つことがわかった（高木2017:157）。

OPI 初級中判定とは「初級下～超級までの10レベル中、下位から2番目」（高木2017:161）である。それは具体的にどの程度の日本語能力なのか。

「初級－中」の話者は、数々の個別の単語と丸暗記した句を使って、習ったことのある場面に限り、最低限のコミュニケーションをやっとの思いで行うことができる。[…][「初級－中」の話者は、口ごもったり、語彙が足りなかったり、正確さに欠けたり、適切に答えられなかったりするために、外国人に慣れていて好意的な相手にさえ、理解するのが難しいことがある。（日本 OPI 研究会）。

上記から〈やさしい日本語〉シラバスに基づく授業を48時間受けた韓国人ビジネスパーソンの日本語能力が「最低限のコミュニケーションをやっとの思いで行うことができる」レベルであり、それでは「外国人に慣れていて好意的な相手にさえ、理解するのが難しい」ため、「母語でいえることが日本語でいえる」レベルにないことはあきらかである。高木（2017）は「まとめ」で「韓国語母語話者以外での授業を行い」〈やさしい日本語〉シラバスを使った効果の検証を今後の研究課題として挙げている。この指摘は重要である。なぜなら「韓国語母語話者」にとって、日本語とは学ぶのが比較的簡単な外国語⁽¹²⁾であり、他の言語を母語とする者よりも日本語の上達が早いと見込まれるため、「韓国語母語話者以外」の移民に対する〈やさしい日本語〉シラバスに基づく授業の効果の立証研究が、話しことばとしての〈やさしい日本語〉を全国的に普及させる前提条件として、死活的に重要であるにもかかわらず、それが2017年7月31日⁽¹³⁾時点においても、庵たち研究グループによって実施されていないことを示唆しているからである。

3つ目は田中ほか（2018）である。それはNHKのNEWS WEB EASYが外国人にどの程度理解されているかについての立証研究であるが、まずは外国人被験者の内訳を以下に示す（田中ほか2018:45）。

国内の日本語学校に協力してもらい、中級準備、中級、上級のクラスに所属する留学生か

ら被験者を募り、43名（男性18名、女性25名、年齢19～33歳）の参加を得た。ただし、中級は日本語能力試験の2級に合格していること、上級は1級に合格していることを条件とした。なお、3級の受験者はほとんどいないため、中級準備レベルは所属クラスのみで判断した。被験者の母語の内訳は、中国語が39名、韓国語、ビルマ語、タイ語、フランス語が各1名であった。

表3.2.1 被験者の内訳

日本語レベル	人数	平均日本滞在月数	JLPT [※] 合格級
中級準備（L3）	12	10	—
中級（L2）	20	18.6	2
上級（L1）	11	32.2	1

※ Japanese Language Proficiency Test（日本語能力試験）

（出典：田中ほか（2018:42）より転載）

表3.2.1より、被験者43人の日本語能力の内訳がN1：11人、N2：20人、N2受験を目指している者：12人であることがわかる。これら被験者に対するNHKのNEWS WEB EASYの理解度調査結果は以下のとおりである。

まず本研究のやさしい日本語のターゲットである中級準備レベルの外国人の結果に注目する。〔…〕元ニュースの平均正解率は72.1%であるのに対して、やさしい日本語ニュースの正解率は90.0%であり、中級準備レベルの外国人はニュースの全体をほぼ理解できたことが推察できる。〔…〕中級（L2）、上級（L1）ともに、やさしい日本語ニュースでの正解率は元ニュースに比べて高く、どのレベルの外国人にも効果が認められた。特に上級（L1）のやさしい日本語ニュースでの正解率は97.3%であり、ほぼ完全にニュースの内容を理解できたことが分かる（田中ほか2018:45）。

本稿では、ニュースのためのやさしい日本語の書き換え原則を提案した。想定する読者は、旧日本語能力試験の2級合格から2級受験準備程度（現試験ではN3合格程度）、いわゆる中級準備レベル程度の日本語能力を持つ外国人である。中級準備、中級、上級の日本語能力を持つ外国人留学生を対象としたニュースの読解テストによって、やさしい日本語は全レベルの外国人に効果的であったこと、特に想定した中級準備レベルの外国人に最も大きな効果があったことを示した（田中ほか2018:47）。

上記からNHKのNEWS WEB EASYの読解がN3レベルの外国人に最も効果があることがわかるが、同時に、話しことばとしての〈やさしい日本語〉を50～100時間学習しただけで、N3レベルに達していない大多数の「外国人居住者一般にとっても」「有効かどうかについて」の学術的な立証研究が庵たち研究グループによって実施されていないことをも示唆していると考えられる。

以上、関連する3つの立証研究を検討した結果、庵たち研究グループが〈やさしい日本語〉の

効果の立証研究を実施していない可能性が高いことがわかったが、そもそも俺たち研究グループ自身、話しことばとしての〈やさしい日本語〉を50～100時間学んだだけの移民が、書きことばとしての〈やさしい日本語〉、すなわち公文書の〈やさしい日本語〉への書き換えを理解できるとは考えていなかったふしがある。俺たち〈やさしい日本語〉研究グループはそのことにどう対処したのだろうか。

3. 3 学問としての〈やさしい日本語〉研究の放棄

書きことばとしての〈やさしい日本語〉がほんとうにやさしいかについて俺ほか(2011:134-135)は次のように述べている。

公的文書は、日本語能力試験3級の1,500語や、簡約日本語や国立国語研究所(1984)の2,000語のレベルでは、公的文書の書き換えにあたっては、被覆率80%の達成は難しい。せめて、6,000語(国立国語研究所(1984)の基本語六千、日本語能力試験2級)ないし10,000語(専門教育出版(1998)、日本語能力試験1級)のレベルで書き換えを行うべきである。しかし、公的文書の書き換えに6,000語～10,000語の語彙を用いると、「やさしい日本語」と言えないのではないかという批判があろう。そこで、この6,000語～10,000語の語彙を収録した外国人向けの辞書の作成を考えている。この辞書の特徴は、

1. 語彙の意味記述のメタ言語を約2,000語レベルに制限する
2. 語彙と文法が同じように50音順で引ける

の大きく二点である。まず、1についてであるが、公的文書をいきなり2,000語レベルに書き換えると、過不足のない情報伝達に支障を来すと考えられ、一方で6,000語～10,000語レベルだと難しすぎるというジレンマがある。そこで、書き換えについては6,000語～10,000語を用い、その書き換えを2,000語で記述された辞書で調べながら読むというイメージである。[…]

本稿の「やさしい日本語」における公的文書の書き換えにおける語彙のシステムは、以下のようにまとめられる。

- | | |
|-------------------|---------------|
| a. 『にほんごこれだけ!』レベル | 800～1,000語 |
| b. 外国人向け辞書記述レベル | 1,500～2,000語 |
| c. 公的文書書き換えレベル | 6,000～10,000語 |

上記より、話しことばとしての〈やさしい日本語〉、すなわち『にほんごこれだけ!』⁽¹⁴⁾を50～100時間学んだ移民の語彙量が800～1,000語であるのに対し、書きことばとしての〈やさしい日本語〉、すなわち「公的文書書き換えレベル」の語彙量が6,000～10,000語であることがわかる。いくら「外国人向け辞書」を使えばわかる⁽¹⁵⁾とはいえ、常識的に考えて語彙量800～1,000語の者が語彙量6,000～10,000語の文書は読めないといっている。俺ほか(2011:136)も次のように述べ

ている。

今後の課題を述べると、まず、本稿で言う「やさしい日本語」が、本当にやさしいのかという検証が必要である。

上記より、2011年時点で、庵たち〈やさしい日本語〉研究グループが『にほんごこれだけ！』を50～100時間学んだだけの移民が〈やさしい日本語〉に書き換えられた役所の公文書を読めるとは考えていなかったことがわかる。上記「課題」の「検証」はしかしその後実施されぬまま今日に至っているようだ。なぜならその5年後に庵(2016:197)は次のように述べているからである。

ステップ1、2という文法シラバスは、基本的に、公的文書の書き換えやNHKのNews Web Easyでも使われています。これはステップ1、2を初期日本語教育において習得できれば、地方自治体から提供される情報や、NHKから提供される日本国内の情報を「日本語で」手に入れることが可能になることを意味しており、そのことは、例えば、地方自治体からすれば、ゴミの出し方から始まるさまざまな情報を定住外国人に提供しやすくなるという点で、コストを減らすことにつながります〔…〕。もちろん、50～100時間の初期日本語教育だけで、それらの能力を全て身につけることは必ずしも容易ではありません。

「必ずしも容易ではありません」という上記表現はレトリックであり、「不可能」の言い換えであるのはいうまでもない。それではどうすればいいのか。

そのときに、それを補完する形で機能するのが地域の日本語教室です。〔…〕ボランティア教室の最大の役割は、定住外国人との間に信頼関係（ラポール）を形成することです。そうした信頼関係ができ、かつ、日本語教室が「居場所」と認識されるようになって初めて、日本語の「教育」が可能になります。そして、この時点では、外国人側に日本語学習の動機付け（モチベーション）が高まっているため、「教育」を行っても高い効果が期待できると考えられます。

このようにして、日本語教育の専門家（professional）が行う初期日本語教育と、その後に、適切な形でボランティアが行う日本語教育とが両輪となって進んでいくのが、これからの地域型日本語教育にとって重要であると筆者は考えています（庵2016:197-198）。

上記から、移民に対して、話しことばとしての〈やさしい日本語〉を50～100時間教えるのは日本語教育の専門家（プロ）だが、それだけでは役所の公文書の〈やさしい日本語〉への書き換えを移民が理解するのは「不可能」であるため、話しことばとしての〈やさしい日本語〉のレベルから、書きことばとしての〈やさしい日本語〉のレベルまでのギャップを埋めるのはボランティアが引き受けるべきだと庵（2016）が考えていることがわかる。ここでの問題は、そのギャップを埋めるためにボランティアがどんなテキストを用いて、どのくらいの時間をかけて、なにをどのように教えればいいのか明示されていないことだ。庵ほか（2011）が5年前に自らの「課題」とした、書きことばとしての「やさしい日本語」が、本当にやさしいのかという検証」がなさ

れぬまま、その「課題」がボランティアに丸投げされていることがわかる。学問としての〈やさしい日本語〉研究を放棄したに等しい上記言明から、〈やさしい日本語〉の効果を庵たち研究グループが学術的に立証していないことはあきらかであると考えられる。庵は「「やさしい日本語」科研のホームページ⁽¹⁶⁾」の「「やさしい日本語」とは？⁽¹⁷⁾」で次のように述べている。

Q1. 「やさしい日本語」って何ですか？

A1. 日本で生活している外国人の方が公文書などを「易しく」理解できるように、「優しい」気持ちで書き換えた日本語のことです。

庵たち〈やさしい日本語〉研究グループの主たる活動が役所の公文書の〈やさしい日本語〉への書き換えであることがこれにてわかるが、それは本来の読み手である大半の「日本で生活している外国人」にとって読解不能な「架空の読み物」と言わねばならない。〈やさしい日本語〉はやさしくないのである。

4. 「日本語学校＝教育達成移住過程」論は成立するのか

4. 1 是川論文の要旨

国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第三室長の是川夕は自らが編集し、2019年6月に上梓した『人口問題と移民』の第7章「教育達成を通じた移住過程としての日本語学校」において次のように述べている。

留学生、とりわけ日本語学校で学ぶ留学生については〔…〕日本と海外の「架け橋」「親善大使」から「偽装留学生」「出稼ぎ留学生」「犯罪予備軍」といった一方的ラベリングのあいだを揺れ動いてきた。近年、日本で働く外国人労働者が増加するにつれ、日本の移民政策のゆがみの結果としての留学生の就労（アルバイト）という視点はむしろ強くなっているといえる（出井2019: 西日本新聞社2017: 芹澤2018: 朝日新聞2019: 望月2019）。〔…〕

こうした状況を受け、本研究では〔…〕「日本語学校で学ぶことは単なる出稼ぎの一形態である」という認識に対して、日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部であるということを多角的に検証することを目指す（是川2019a:154）。

上記から是川（2019a）が「日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部である」ことを学術的に検証するものであることがわかる。どのような仮説が設定されているのか（是川2019a:156）。

日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部であるという命題を〔…〕立証するためには、最低限以下の条件が満たされなければならないだろう。

- ① 滞在期間に応じて、学力（日本語）の上昇が見られる。

- ② 出身国への過剰な仕送り等、経済活動に特化した生活を送っていない。
- ③ 就職、進学など中期的な日本滞在の意図をもっている。

是川（2019a）は上記仮説①②③をどのような方法で「立証」するつもりなのか。表4.1.1のアンケート調査およびその分析によってである。

表4.1.1 アンケート調査の実施時期、方法

調査実施時期	第1回2018年2月 第2回 同 11-12月
調査対象者	日本語学校で学ぶ留学生
調査方法	在籍する日本語学校を通じてオンライン調査票のアドレスの記載された調査案内を配布
回答方法	質問紙調査（オンライン）
配布数	第1回 全国200校の日本語学校に調査案内の配布を要請（郵送） 第2回 全国にある全ての日本語学校に調査案内の配布を要請（郵送）
使用言語	第1回 日本語及び中国語（簡体字、繁体字）、ハングル、ベトナム語、ネパール語、英語の併記 第2回 日本語及び英語併記
回収数	第1回 369人、第2回 533人

（出典：是川（2019c:5）⁽¹⁸⁾より転載）

最初に仮説①「滞在期間に応じて、学力（日本語）の上昇が見られる」についてのアンケート調査結果を図4.1.1に示す。

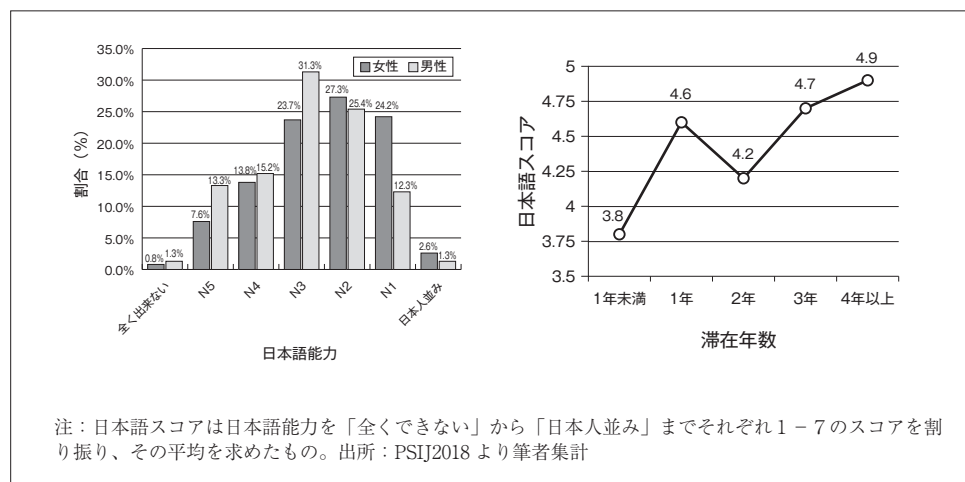


図4.1.1 日本語能力の分布、および滞在年数別の平均
（出典：是川（2019a:12）より転載）

是川（2019a）は図4.1.1より次のように述べている。

日本での滞在期間別の平均から見ると、滞在1年未満の場合には3.9と N3に若干届かない

程度であるものの、1年以上となるとほぼN2-N1レベルに上昇し、その後もおおむね上昇傾向にあることから、日本での滞在期間に応じて、日本語能力の上昇が見られる可能性が高いことがわかる（是川2019a:164）。

上記より仮説①「滞在期間に応じて、学力（日本語）の上昇が見られる」ことが立証されたとする。

次に仮説②「出身国への過剰な仕送り等、経済活動に特化した生活を送っていない」に関するアンケート調査結果を図4.1.2、図4.1.3に示す。

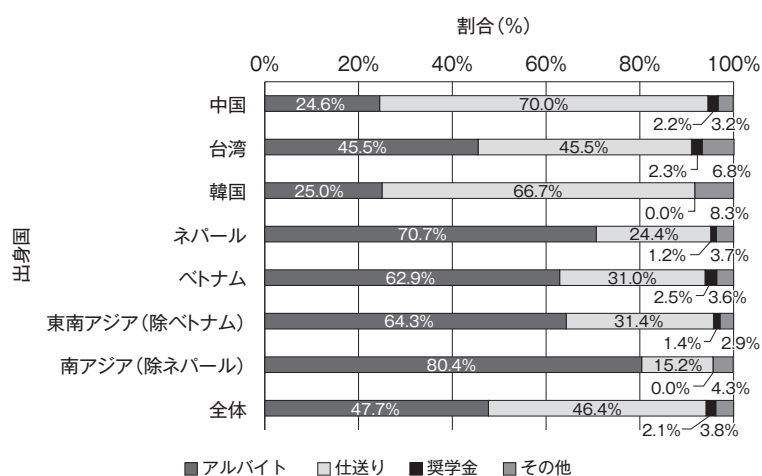


図4.1.2 主な収入源
(出典：是川（2019c:13）より転載）

	出身国／地域							
	中国	台湾	韓国	ネパール	ベトナム	東南アジア	南アジア	全体
先月の収入（平均）	8.5	8.3	13.2	9.8	9.3	6.7	10.0	9.0
送金あり	27.9%	23.8%	8.3%	37.8%	19.3%	18.6%	15.2%	23.9%
送金額（平均）	6.1	5.7	7.5	3.3	3.7	2.1	2.9	4.7

注：金額の単位はいずれも万円（平均値）。送金額は「送金あり」の中の平均値。
出所：PSIJ2018より筆者集計

図4.1.3 経済状況に関する主要指標
(出典：是川（2019c:13）より転載）

是川（2019a:164-165）は図4.1.2および図4.1.3より次のように述べている。

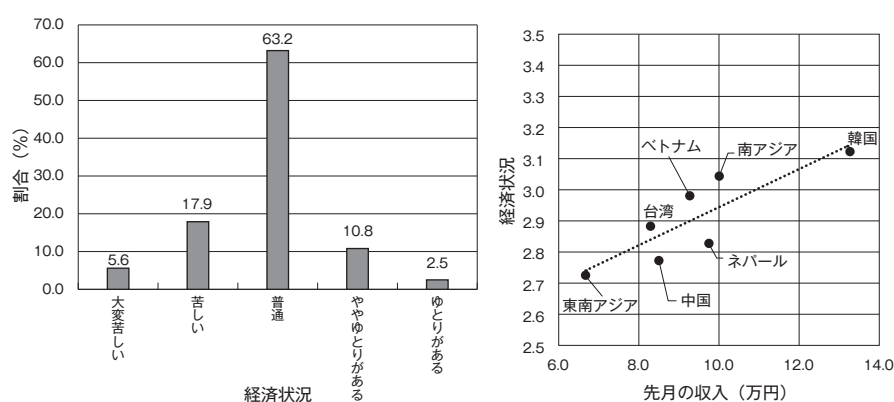
経済状況について主な収入源を聞いたところ、アルバイトと答えた者の割合は留学生全体では47.7%と過半数を下回っている。〔…〕

前月の収入を聞いたところ、その平均は留学生全体では9.0万円、国別に見ると中国8.5万円、台湾8.3万円、ネパール9.8万円、ベトナム9.3万円であった。ネパールやベトナムが中国、台湾出身者よりも高いというのは意外な印象も受けるが、アルバイトにより積極的に従事した

結果と考えれば整合的である。

さらにこの内、出身国の家族に送金をしている者の割合を調べると、留学生全体では23.9%が送金していることがわかった。また、その金額を見ると、送金している者にとっては、月の収入の約52%に相当する4.7万円を送金していることが示された。さらに、こうした傾向を出身国別に見ると、送金をしている者の割合は、中国27.9%、台湾23.8%、韓国8.3%、ネパール37.8%、ベトナム19.3%となっており、ネパール人のあいだでやや高いことがわかった。

上記の収入と仕送りで留学生たちの日本での生活は苦しいのか。それについてのアンケート調査結果を図4.1.4に示す。



注) 東南アジア、南アジアからはそれぞれベトナム、ネパールを除く。

出所: PSIJ2018より筆者集計

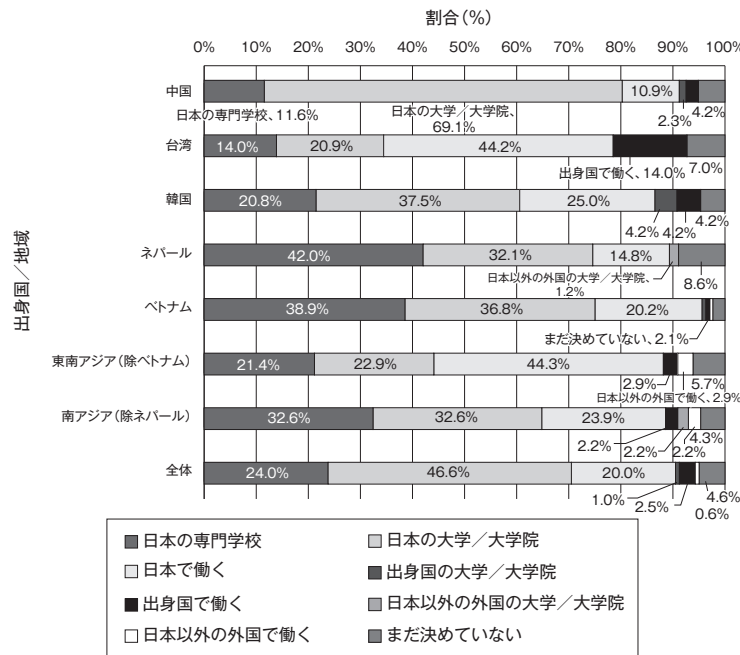
図4.1.4 経済状況に関する評価
(出典: 是川 (2019c:14) より転載)

是川 (2019a) は図4.1.4より次のように述べている。

経済状態に対する評価を「1. 苦しい」から「5. ゆとりがある」までの5段階で聞くと、全体では「3. 普通」と答えるものが最も多かった。また、国籍ごとの違いを見ると、中国2.8、台湾2.9、韓国3.1、ネパール2.8、ベトナム3.0を示しており、平均月収の多い方が経済的評価の高い傾向が見られる。また、送金者の割合が多いネパール人学生の経済状況に対する評価はむしろ良好であることから、送金によって経済的に困窮しているという見方は必ずしも妥当しないといえよう (是川2019a:165)。

上記より留学生の多くは、多額の金額を本国に送金し、困窮を極めた生活を送っているわけではないため、仮説②「出身国への過剰な仕送り等、経済活動に特化した生活を送っていない」ことが立証されたとする。

最後に仮説③「就職、進学など中期的な日本滞在の意図をもっている」のアンケート調査結果を図4.1.5に示す。



出所：PSIJ2018より筆者集計

図4.1.5 出身国／地域別に見た日本語学校卒業後の進路希望
(出典：是川(2019c:15)より転載)

是川(2019a:165-168)は図4.1.5より次のように述べている。

留学生全体では70.6%が卒業後に日本の専門学校や大学・大学院へ進学したいと答えている。また、全体の20%が日本での就職を希望している。[...] 日本語学校で学ぶ留学生の多くは、その来日の目的如何を問わず日本での進学を希望するものが圧倒的に多いということがわかる。

上記より仮説③「就職、進学など中期的な日本滞在の意図をもっている」ことが立証されたとする。

以上、是川(2019a:173-174)は仮説①②③すべてがアンケート調査およびその分析により立証されたとして、次のように結論づけた。

本研究では筆者が独自に行った調査の結果をもとに、[...] 検証を行うことで、日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部であるという命題を検証した。

その結果、[...] よく言われているように日本語学校で学ぶ留学生の多くが短期的な経済的利得を目的とした出稼ぎ労働者であるという見方は、[...] 全体を代表するとはいえないことが示されたといえよう。つまり、日本語学校は教育達成を通じた移住過程の一部であると考えられる。

以上、「日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部である」ことが学術的に検証されたとする是川論文の要旨を述べたが、これでほんとうに検証されたと言えるのか。次節以降で検討したい。

4. 2 仮説①は立証されたのか

48ページの図4.1.1より、「滞在期間に応じて、学力（日本語）の上昇が見られる」という仮説①が「立証」されたとする理由を是川（2019a）は次のように述べている。

日本での滞在期間別の平均から見ると、滞在1年未満の場合には3.9と N3に若干届かない程度であるものの、1年以上となるとほぼN2-N1レベルに上昇し、その後もおおむね上昇傾向にあることから、日本での滞在期間に応じて、日本語能力の上昇が見られる可能性が高いことがわかる（是川2019a:164）。

最初に上記文章の誤記を2つ指摘しておきたい。ひとつは「滞在1年未満の場合には3.9と N3に若干届かない程度である」の「3.9」は「3.8」である。もうひとつは「1年以上となるとほぼN2-N1レベルに上昇し」の「N2-N1レベル」は「N3-N2レベル⁽²⁰⁾」である。上記文章はしたがって以下のように書き直されなければならない。

日本での滞在期間別の平均から見ると、滞在1年未満の場合には3.8と N3に若干届かない程度であるものの、1年以上となるとほぼN3-N2レベルに上昇し、その後もおおむね上昇傾向にあることから、日本での滞在期間に応じて、日本語能力の上昇が見られる可能性が高いことがわかる（是川2019a:164）。

上記書き直された文章はそれでは仮説①を立証しているのだろうか。それを確かめるために48ページの図4.1.1に戻ろう。図4.1.1の滞在年数のグラフに注目したい。そのなかが問題か。滞在年数3年および4年以上の者がいることである。それはなぜか。48ページの表4.1.1より、アンケート調査対象者は日本語学校で学ぶ留学生⁽²¹⁾である以上、滞在年数が3年および4年以上の者は本来あり得ないからだ。アンケート調査対象者には日本語学校で学ぶ留学生に加え、元留学生も含まれているのだらう⁽²²⁾。それはしかしルール違反である。日本語学校で学ぶ留学生が「滞在校期间に応じて、学力（日本語）の上昇が見られる」という仮説①を立証するためには図4.1.1の滞在年数のグラフのうち、分析対象となる留学生の日本語能力はしたがって1年未満3.8、1年4.6、2年4.2だけである。そうなるとうどうなるのか。仮説①が立証できなくなるのである。なぜなら滞在年数が1年から2年にかけて、留学生の学力（日本語能力）低下がみられるからである。問題はしかしそれだけではない。日本語学校に2年滞在したとしても日本語能力が「N3-N2レベル」にとどまっているからだ。日本語学校を2年で修了した留学生の平均日本語能力レベルが4.2であるとは、単純化すればN3が8割、N2が2割ということだ。そのことの何が問題なのだろうか。是川（2019a）は次のように述べている。

現在、日本語学校に在籍する留学生は90,079人であり、日本で学ぶ留学生全体の28.9%を

占めている。最新の調査結果によると、日本語学校を卒業した留学生のうち、75.6%が大学や専門学校などへ進学しているとされ（日振協2018）、さらに、日本の教育機関で学ぶ留学生の約70%は、現在通っている学校の入学前に日本語学校で学んでいたことが明らかにされている。また、近年では「留学」から就労を目的とする在留資格への資格変更の許可人員が増加しており、2017年には年間22,419人（毎年卒業する留学生の約36%）に達している（文部科学省2018）。つまり、日本語学校はその後の進学や就職といった来日移民の移住過程の第一歩としての重要な役割を果たしていると考えられるのである（是川2019a:153）。

上記から、卒業生の75.6%を大学や専門学校など、高等教育機関に進学させている日本語学校が「来日移民の移住過程の第一歩」を担う「重要な役割を果たしている」と是川（2019a）が認識していることがわかる。その日本語学校から高等教育機関に進学する留学生の日本語能力は本来どのレベルにあるべきなのか。法務省ホームページには次のように記されている。

日本語教育機関修了後、高等教育機関（大学、専門学校）へ進学する場合には、日本語で行われる授業を理解するため、N2以上の日本語能力が求められます。

2019年6月11日付けのYahoo ニュースも文部科学省の見解を次のように伝えている。

東京福祉大の留学生所在不明問題を受け、文部科学省は11日までに、正規課程への準備段階となる「学部研究生」課程に外国人留学生を受け入れる場合、大学レベルの講義が理解できる日本語能力があるかどうか、各大学に確認を徹底させる方針を示した。具体的には正規課程の留学生と同じく、5段階の日本語能力試験で上から2番目のN2相当が必要とし、専門学校にも対応を求める。

以上から法務省も文部科学省も、日本語学校から高等教育機関へ進学する留学生の日本語能力がN2以上であることを求めていることが分かる。それはなぜか。N2以上でなければ、高等教育機関での授業が理解できず、そもそも進学する意味がないからである。逆に言えば、高等教育機関への進学者のうち、N2以上の日本語能力がない者は「東京福祉大の留学生所在不明問題」に見られるように「偽装留学生」の可能性が高いのだ。是川（2019a）が日本語学校に通う留学生の日本語能力が「1年以上となるとほぼN2-N1レベルに上昇」と誤記したのはそれではなぜか⁽²³⁾。日本語学校修了時点での留学生の日本語能力が「N3-N2レベル」だと「来日移民の移住過程の第一歩」を担う日本語学校の「重要な役割」が立証できなくなるからである。

問題はさらにある。是川（2019a）が図4.1.1で示した「日本語能力の分布、および滞在年数別の平均」は留学生全体であって、国籍別ではない。仮説②③の立証には国籍別データを開示しているのに、仮説①の立証には国籍別データを開示しなかったのはそれではなぜか。開示すると日本語学校で2年間学んだベトナム、ネパールなど非漢字圏からの留学生の日本語能力が「N3-N2」レベルより低い値を示すからだろう。

以上、「滞在期間に応じて、学力（日本語）の上昇が見られる」という仮説①が立証されてい

ないことを検証した。仮説②はどうか。

4. 3 仮説②は立証されたのか

図4.1.2、図4.1.3および、図4.1.4⁽²⁴⁾より是川（2019a）は、仮説②「出身国への過剰な仕送り等、経済活動に特化した生活を送っていない」が立証されたとして次のように述べている⁽²⁵⁾。

経済状況について主な収入源を聞いたところ、アルバイトと答えた者の割合は留学生全体では47.7%と過半数を下回っている。[…]

前月の収入を聞いたところ、その平均は留学生全体では9.0万円、国別に見ると中国8.5万円、台湾8.3万円、ネパール9.8万円、ベトナム9.3万円であった。ネパールやベトナムが中国、台湾出身者よりも高いというのは意外な印象も受けるが、アルバイトにより積極的に従事した結果と考えれば整合的である。

さらにこの内、出身国の家族に送金をしている者の割合を調べると、留学生全体では23.9%が送金していることがわかった。また、その金額を見ると、送金している者にとっては、月の収入の約52%に相当する4.7万円を送金していることが示された。さらに、こうした傾向を出身国別に見ると、送金をしている者の割合は、中国27.9%、台湾23.8%、韓国8.3%、ネパール37.8%、ベトナム19.3%となっており、ネパール人のあいだでやや高いことがわかった。[…]

一方、経済状態に対する評価を「1. 苦しい」26から「5. ゆとりがある」までの5段階で聞くと、全体では「3. 普通」と答えるものが最も多かった。また、国籍ごとの違いを見ると、中国2.8、台湾2.9、韓国3.1、ネパール2.8、ベトナム3.0を示しており、平均月収の多い方が経済的評価の高い傾向が見られる。また、送金者の割合が多いネパール人学生の経済状況に対する評価はむしろ良好であることから、送金によって経済的に困窮しているという見方は必ずしも妥当しないといえよう（是川2019a:164-165）。

まず上記の「経済状況について主な収入源を聞いたところ、アルバイトと答えた者の割合は留学生全体では47.7%と過半数を下回っている」ことについて検討したい。是川（2019a:175）は留学生のアルバイト従事率がさほど高くない状況を国勢調査の結果もそうであると脚注で次のように補足している。

国勢調査の結果を用いた是川（2019b）によると、留学生のアルバイト従事率が日本人学生と比較してむしろ低いことが明らかにされている。

是川（2019b）とは2019年3月1日付け日本経済新聞に掲載された記事「やさしい経済学——外国人労働者と社会的統合（8）国立社会保障・人口問題研究所室長是川夕——留学生、就労目的の多いと言えず」である。是川（2019b）は次のように述べている。

近年の日本における外国人人口増加の牽引役の一つに留学生の増加を挙げることができま

す。厚生労働省の「外国人雇用状況の届出状況」では、留学生の資格外活動は外国人労働者全体の20.4%（2018年10月末）を占めています。これに対しては、留学生とはいうものの、実際には就労目的ではないか、といった論調もあります。この問題について、どのように捉えればよいでしょうか。

まず、〔20〕⁽²⁷⁾15年の国勢調査を基に、日本人と外国人学生（除く韓国朝鮮籍）のアルバイト従事率を求めてみましょう。日本人の場合、18～19歳、20～24歳の学生のうち、それぞれ17.5%、28.1%がアルバイトに従事しています。一方、外国人は、15～19歳で12.2%、20～24歳で26.3%がアルバイトに従事しているとみられます。この結果を見ると、外国人学生のアルバイト従事率は日本人よりも低い傾向にあります。

上記記事で外国人学生のアルバイト従事率が「15～19歳で12.2%、20～24歳で26.3%」という数値は平成27（2015）年国勢調査就業状態等基本集計（労働力状態、就業者の産業・職業など）の「外国人の労働状態・産業・職業30-1」より、表4.3.1のように算定された結果であると考えられる。

表4.3.1 外国人学生のアルバイト従事率⁽²⁸⁾（除く韓国朝鮮籍）

	外国人学生			アルバイト従事率
	通学のかたわら仕事	通学	合計	
総数	25,869	87,855	113,724	22.7%
15-19歳	3,878	27,910	31,788	12.2%
20-24歳	12,431	34,845	47,276	26.3%

（出典：総務省統計局（2017）より作成）

ところで国勢調査のデータに基づいて算定された留学生のアルバイト従事率の信憑性は高いのだろうか。というのは2015年の国勢調査に基づく外国人学生数と同年の日本学生支援機構（JASSO）および法務省在留外国人統計の留学生数とが表4.3.2に示されるように大きな乖離がみられるからである。

表4.3.2 各種データ別2015年度の留学生数⁽²⁹⁾

国籍	留学生数		
	国勢調査	JASSO	法務省統計
中国	56,099	94,111	101,051
韓国	19,841	15,279	15,718
ベトナム	11,464	38,882	43,448
その他	46,161	60,107	65,914
総数	133,565	208,379	226,131

（出典：総務省統計局、JASSO、法務省在留外国人統計より作成）

（注：データ取得時期：国勢調査9月以降、日本学生支援機構5月1日、法務省在留外国人統計6月末）

表4.3.2より、JASSO と法務省統計とでは留学生数の差はほぼ10%内外に収まっているが、国

勢調査のデータは、法務省統計と比べて、総数で59%、ベトナム人留学生数では26%しかカバーしていないことがわかる。留学生を把握するうえでどのデータを用いるのが適切だろうか。第一に法務省統計、次いで JASSO のデータである。なぜなら法務省統計が留学生数を入国時に正確にカウントしており、JASSO のデータは法務省統計との差が10%内外に収まっているうえ、留学生のさまざまな属性データを提供しているからである。留学生の分析に国勢調査のデータを用いることはしたがって不適切と言わねばならない。その理由を具体的に示そう。まず国勢調査より算定したベトナム人学生のアルバイト従事率を表4.3.3に示す。

表4.3.3 ベトナム人学生のアルバイト従事率 ①（2015年）

		外国人学生			アルバイト従事率
		通学のかたわら仕事	通学	合計	
ベトナム	総数	5,147	6,317	11,464	44.9%
	15-19歳	779	1,593	2,372	32.8%
	20-24歳	2,889	2,980	5,869	49.2%

（出典：総務省統計局（2017）より作成）

表4.3.3より、20-24歳のベトナム人学生の、すなわちベトナム人留学生のアルバイト従事率は49.2%である。もしこの数値が正しいとするならば、ベトナム人留学生の半数がアルバイトをしていないことになる。彼らはどうして生活しているのか。全額を奨学金または仕送りに依存していることになる。それはしかし一部の例外を除きありえないと言わねばならない。つぎに2015年の厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ、および法務省在留外国人統計より算定したベトナム人留学生のアルバイト従事率を表4.3.4に示す。

表4.3.4 ベトナム人留学生のアルバイト従事率 ②（2015年）

国籍	厚労省雇用統計	法務省統計	アルバイト従事率
	アルバイト数	留学生数	
ベトナム	48,620	49,809	97.6%

（出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ、および法務省在留外国人統計より作成）

（注：厚労省雇用統計は10月末現在、法務省統計は12月末現在の数値）

表4.3.4より、ベトナム人留学生のアルバイト従事率が97.6%であることがわかる。表4.3.3と表4.3.4とではどちらを信頼すべきだろうか。国勢調査に関しては、「国勢調査の企画に関する検討会」という公的な検討会が設けられ、「円滑で正確な実施」に向けた検討課題について議論が行われたことがある。その検討会において、「外国人」と「学生」という調査対象については、どちらも「円滑で正確な実施」に向けて改善を図っていくための検討課題として取り上げられている⁽³⁰⁾。「外国人」でかつ「学生」でもある留学生に関する国勢調査のデータについては、その取り扱いに十分な注意を払わなければならない。国勢調査データと厚労省データ、法務省データの間にこれだけ大きな乖離があるとき、国勢調査データだけを根拠に議論を進めるのは研究者として軽率と言わざるを得ない。ちなみに厚生労働省「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ、および法務省在留外国人統計より算定した2015年から2018年の中国、韓国、ベトナム、ネパールからの留学

生のアルバイト従事率を表4.3.5に示す。

表4.3.5 国籍別留学生のアルバイト従事率

		2015	2016	2017	2018
中国	留学生数	108,331	115,278	124,292	122,776
	アルバイト数	70,680	71,638	76,520	78,473
	アルバイト従事率	65.2%	62.1%	61.6%	63.9%
韓国	留学生数	15,405	15,438	15,912	17,097
	アルバイト数	5,942	6,233	6,789	7,463
	アルバイト従事率	38.6%	40.4%	42.7%	43.7%
ベトナム	留学生数	49,809	62,422	72,268	80,683
	アルバイト数	48,620	74,521	98,528	120,739
	アルバイト従事率	97.6%	119.4%	136.3%	149.6%
ネパール	留学生数	20,278	22,967	27,101	28,001
	アルバイト数	25,048	32,302	40,926	44,541
	アルバイト従事率	123.5%	140.6%	151.0%	159.1%
その他	留学生数	52,856	61,226	71,932	88,443
	アルバイト数	17,370	24,963	36,841	47,245
	アルバイト従事率	32.9%	40.8%	51.2%	53.4%
合計	留学生数	246,679	277,331	311,505	337,000
	アルバイト数	167,660	209,657	259,604	298,461
	アルバイト従事率	68.0%	75.6%	83.3%	88.6%

(出典：留学生数は法務省在留外国人統計より、国籍別留学生のアルバイト数は厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめより作成)

(注：2018年度の留学生数は6月末現在、その他は12月末現在。アルバイト数は各年の10月末現在)

表4.3.5より、ベトナムおよびネパールからの留学生のアルバイト従事率がそれぞれ2015年97.6%、123.5%、2016年119.4%、140.6%、2017年136.3%、151.0%、2018年149.6%、159.1%であることがわかる。アルバイト従事率が100%を超えるとはどういうことか。アルバイトをダブル、トリプルで掛け持ちしている留学生が少なからずいるということだ。

49ページの図4.1.2と上記の表4.3.5とではどちらを信頼すべきだろうか。表4.3.5である。なぜなら留学生へのアンケート調査よりも、法務省在留外国人統計および厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめの方がより客観的かつ網羅的であるため、母集団をより正確に反映していると考えられるからだ。「経済状況について主な収入源を聞いたところ、アルバイトと答えた者の割合は留学生全体では47.7%と過半数を下回っている」という是川（2019a:164）の分析は留学生のアルバイト従事率、特にベトナムおよびネパールからの留学生に関して、何も言っていない⁽³¹⁾に等しい。なぜベトナムおよびネパールからの留学生のアルバイト従事率にこだわるのか。2018年現在、日本語学校で学ぶ留学生90,079人中、ベトナム人留学生30,271人、ネパール人留学生9,002人、この2カ国で全体の43.6%を占めており（日本学生支援機構）、この2カ国の留学生の多くが「偽装留学生」であるか否かが日本語学校が教育達成移住過程といえるかどうかを検証するための主たる論点であるからだ。

つぎに49ページの図4.1.3より、前月の収入の平均が「留学生全体では9.0万円、国別に見ると

中国8.5万円、台湾8.3万円、ネパール9.8万円、ベトナム9.3万円であった」（是川2019a: 165）ことについて検討する。是川（2019a）はこの金額について脚注で次のように述べている。

これはJASSO（2016）の調査結果の14.3万円と比較するとだいぶ低いといえよう。こうした違いは調査時点の違いによる可能性や、本調査における収入の聞き方が多肢選択式で上限値が決まっている（トップコーディング）ためといったことが考えられる（是川2019a:175）。

上記の「JASSO（2016）の調査結果の14.3万円」とは日本学生支援機構（JASSO）の「平成27（2015）年度私費外国人留学生生活実態調査概要」が示す数値である。本調査は隔年で実施されている。JASSO（2018）、すなわち平成29（2017）年度のデータではどうか。月平均14.8万円である。なぜ収入が14.8万円必要なのか。月々それだけ支出しなければならないからである。2017年現在、日本語学校で学ぶ留学生の支出状況を表4.3.6に示す。

表4.3.6 日本語学校で学ぶ留学生の月あたり支出の内訳（2017年）

	JASSO（2018）		佐藤（2019）	
			漢字圏	非漢字圏
	留学生全体	日本語学校で学ぶ留学生		
授業料	54	55	54	53
食費	27	27	32	24
住居費	34	34	46	31
その他	31	32	16	30
合計	146	148	148	138

（出典：JASSO（2018）および佐藤由利子（2019）より作成。単位は千円）

表4.3.6の佐藤（2019）のデータはJASSO（2018）のデータに基づいて漢字圏と非漢字圏の留学生の支出を割り出したものである。当然のことだが、この支出をカバーできるだけの月々の収入がなくてはならない。それゆえひと月の収入が「留学生全体では9.0万円、国別に見ると中国8.5万円、台湾8.3万円、ネパール9.8万円、ベトナム9.3万円」（是川2019a:165）であるというアンケートデータの信憑性は低いと言わねばならない。ましてや「出身国の家族に送金をしている者の割合を調べると、留学生全体では23.9%が送金していることがわかった。また、その金額を見ると、送金している者にとっては、月の収入の約52%に相当する4.7万円を送金していることが示された」（是川2019a:165）という分析は是川調査の信憑性を決定的に損なうものである。なぜならもしこの分析が正しいとすれば、4.7万円を送金した者のひと月の生活費は4.3万円となり、この金額で留学生がひと月暮らせるとは到底考えられないからである。

以上、留学生のアルバイト従事率および収入に関するアンケートデータの信憑性が低いゆえ、「出身国への過剰な仕送り等、経済活動に特化した生活を送っていない」という仮説②が立証されたとはいえないことはあきらかである。仮説③はどうか。

4. 4 仮説③は立証されたのか

51ページの図4.1.5より、是川（2019a）が「就職、進学など中期的な日本滞在の意図をもって」という仮説③が立証されたことについては、そのとおりというほかはない。仮説③の問題はしかしそこにあるのではない。「就職、進学など中長期的な日本滞在の意図をもっている」留学生が全員、是川のいう「教育達成を通じた移住過程」にある者であり、「偽装留学生」ではない、とはいえないことにある。文部科学省（2018）が公表している日本語学校の実績を検討することでそのことを以下に示そう。

文部科学省（2018）は日本語学校459校32について、それぞれ日本語能力試験合格者数、高等教育機関への進学者数、卒業生数、国籍別留学生数をウェブサイト上で公表している。459校中、2016年度に進学した留学生数を公表している日本語学校は366校である。その366校全体の実績を表4.4.1に示す。

表4.4.1 日本語学校366校全体の2016年度の実績

N1/N2合格者数			高等教育機関 進学者数			卒業 者数	進学率	(N1/ N2)/進 学者数	日本語教育機関に学ぶ留学生数 (2017年11月1日現在)							
N 1	N2	合計	大学院 /大学 /短大	高専/ 専門学 校など	合計				B 地域 (中国/ 韓 国/台 湾/ マレーシア/ タイ)		A 地域 (ベ トナム/ネ パール/バ ングラデッ シュ/スリ ラ ン カ/ ミャンマー /モンゴル)		その他		合計	
3,859	9,679	13,538	11,649	18,967	30,616	39,191	78.1%	44.2%	39,116	45.0%	41,501	47.7%	6,399	7.4%	87,016	100%

(出典：文部科学省（2018）のウェブサイト上のデータより作成)

表4.4.1より、日本語学校366校全体で、2016年度のN1/N2合格者は13,538人、高等教育機関進学者は30,616人であり、高等教育機関進学者に対するN1/N2合格者の比率は44.2%（13,538/30,616）である。このことはなにを意味するのか。高等教育機関に進学した留学生30,616人の55.8%（100%-44.2%）、人数にして17,083人（30,616-13,538）がN1/N2保持者ではないと推定され、進学先での日本語による授業についていけないため、「偽装留学生」の可能性が高いことを意味するのである。そうであるならば、たとえアンケート調査で留学生が「就職、進学など中期的な日本滞在の意図をもっている」ことが立証されたとしても、その意図があることをもって高等教育機関に進学した留学生が「偽装留学生」ではないとはいえないことになる。すなわち仮説③を立証しても「日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部であるという命題」が検証されたことにはならないのである。

以上、是川（2019a）論文の仮説①②は立証されたとはいえず、仮説③は立証されたが、「日本語学校が教育達成を通じた移住過程の一部であるという命題」の検証には役立たないことがあきらかになった。すなわち「日本語学校＝教育達成移住過程」論は成立しないのである。

５．アカデミズムの危機

５．１ 知識人の責任

知識人の責任について、言語学者であるノーム・チョムスキーは次のように述べている(Chomsky2017)。

知識人は、政府の嘘を暴き、その行動を、原因と動機および隠された意図に沿って分析すべき立場にある。少なくとも西側諸国では、知識人は政治的自由権、情報へのアクセス権、および表現の自由などの権利が行使できるのだ。歪曲や誤報、イデオロギーや階級利益のヴェールに覆われた現代史の事件の背後に隠された真実を探究するため西側民主主義は特権的な少数者に余暇と施設と教育訓練を提供している。その特権を享受している以上、知識人の責任はマクドナルドが「人々の責任」と呼ぶものよりもはるかに重いというべきだ⁽³³⁾。(p.17)

上記「知識人の責任」はしかし現代ではもはや自明の理ではなくなってしまったようだ。

知識人の責任は真実を語り、嘘を暴くことである。少なくともそれは説明なしに通用する自明の理だと思われるが、そうではない。現代の知識人にとって、それはまったくあきらかではないのだ⁽³⁴⁾。(pp.17-18)

なぜそうってしまったのか。その理由を『知識人とは何か』の著者、エドワード・サイードは現代の知識人がつねに二者択一の挟間に立たされているからであると次のように述べている。

- ・ 知識人にはどんな場合にもふたつの選択しかない。すなわち弱者の側、満足に表象^{レプリゼン} = 代弁されていない側、忘れ去られたり、黙殺された側につくか、あるいは大きな権力をもつ側につくか。(p.68)
- ・ 「社会学者のエドワード・」シルズは、知識人はふたつの極にたっていると付け加える。知識人は現在支配的な規範に対抗するか、さもなくば支配的な規範に協調するかたちで「公共生活に秩序と継続性」をあたえるのである。(p.73)

日本の「外国人材」導入の「支配的な規範」とは移民政策なき外国人労働者政策である。本論文で検討した(1) 多文化共生論、(2) 〈やさしい日本語〉論、(3) 「日本語学校 = 教育達成移住過程」論がいずれも「支配的な規範」を前提としているのは論を俟たないが、その「支配的な規範」にはしかし致命的な欠陥のあることを具体的に次節で示そう。

５．２ 支配的言説の致命的な欠陥

本論文の１．１で、筆者たちは移民政策なき外国人労働者政策が「移民受け入れ先進国で認め

られている労働者としての移民の権利（公的言語保障、職業選択の自由、家族帯同、社会保障加入など）を制限することで、移民受け入れに伴う社会的コストをミニマムにする」ものであると述べた。その最たる項目が移民に対する言語教育であることをドイツとの比較であきらかにしたい。EU 最大の移民受け入れ国であるドイツの言語教育を丸尾（2007）は次のように述べている。

- ・ 連邦政府は、ドイツ語教育による統合に最大の重点を置いている。(p.16)
- ・ 「移民受け入れの」統合コースは630時間であり、その内600時間（45分授業）がドイツ語習得コースで、30時間がオリエンテーション・コースである。ドイツ語習得コースの目標は、欧州議会が定めた「欧州言語を対象とする共通の語学力基準」(GER⁽³⁵⁾)のB1水準に相当する「十分な語学能力」の習得及びドイツの法秩序、歴史、文化に関する基本的知識の習得である。これにより、移民はドイツの日常生活における全ての事項について、第三者の助けや仲介を受けることなく、自律的に行動できるほどドイツの事情に精通することになるとしている。(p.20)
- ・ 2008年度予算は1400万ユーロ増額され、約1億5480万ユーロとなる予定。統合の促進のため、連邦政府は、2011年まで中期的に7億5000万ユーロを拠出する予定⁽³⁶⁾。(p.39)

ひるがえって多文化共生政策に基づく移民に対する日本語教育はどうか。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を主管している文化庁は移民に対する地域型日本語教育の方針⁽³⁷⁾を次のように述べている。

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修等を実施することにより、日本語教育の推進を図ることを目的として平成19年〔2007年〕度から実施しています。

上記の「地域における日本語教育に関する優れた取組の支援」とはなにか。それは日本各地で地域型日本語教育に取り組んでいるボランティア団体の運営費の一部を肩代わりすることだ。多文化共生政策に基づく地域型日本語教育が「来日して間もない外国人が「生活上の基盤を形成する上で必要不可欠であると考えられる生活上の行為の事例とそれに対応する学習項目及び社会・文化的情報」30項目を60時間で学ぶ「標準的なカリキュラム案」(文化庁2010:5)に沿っていることは日本語教育関係者には周知の事実である。日本とドイツの移民に対する言語教育比較を表5.1.1に示す。

表5.1.1 日本とドイツの移民に対する言語教育比較

	日本	ドイツ
国の予算額	1.5億円	1,080億円
目標学習レベル	初級の前半	中級
学習時間	60H	600H
語学教師	ボランティア	有資格者

注) 国の財政負担：日本もドイツも2017年の予算である。

(出典：文化庁日本語教育大会資料および朝日新聞デジタル (2019) ⁽³⁸⁾より作成)

表5.1.1より、日本とドイツとの雲泥の差が一目瞭然であるが、その決定的な差とはそれではなにか。目標学習レベルである。目標学習レベルは、日本では「初歩的な日常会話」つまり初級の前半である。今後〈やさしい日本語〉に替わったとしてもそのことは変わらない。一方ドイツでは中級である。この違いはなにか。それは移民が居住国言語の BICS のみ学べばいいのか、それとも BICS に加え CALP も学ぶべきかの違いである。BICS (basic interpersonal communicative skills: 伝達言語能力) とは日常会話に使う言語能力であり、挨拶表現など経験を通して育成され、日常生活において可視化され易く、CALP (cognitive/ academic language proficiency: 認知・学力言語能力) とは教科学習に使う言語能力であり、抽象概念など教育を通して育成されるが、日常生活では可視化されにくいものだ (田中祐美2015: 34)。なぜドイツでは移民は初級ではなく中級ドイツ語まで公的に保障されているのか⁽³⁹⁾。中級とは基礎文法および基本語彙をマスターし、辞書を引けば、自力で新聞や本が読めるレベルである。「第一言語の CALP と第二言語の CALP が相互依存関係にあるため、第一言語の CALP が発達している場合は第二言語の CALP も向上しやすくなる。つまり思考能力、教科内容能力、言語分析能力は第一言語と第二言語において共通の基盤の上に確立されている⁽⁴⁰⁾ため、母語の確立が第二言語習得にも有利に働く」(田中祐美2015: 34) から、母語能力が高く、中級のドイツ語能力がある移民は自力で CALP を獲得する可能性が高い。逆に言えば、移民が初級レベルのドイツ語能力にとどまっている限り、いくら母語能力が高くても自力での CALP 獲得は覚束ない。なぜ CALP 獲得がそれほど重要なのか。CALP が移民の高等教育やホワイトカラー労働市場への社会参画に必要不可欠だからである。

移民政策なき外国人労働者政策が「外国人材」に「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」すなわち初級レベルの日本語能力の付与をめざしていることは本論文 1. 1 ですでに述べた。文化庁文化審議会国語分科会が「外国人が日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるようにする。これは「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである」(文化庁2013: 3) と述べているのは悪質な詭弁である。なぜなら移民に CALP 獲得の権利を保障しない多文化共生政策とはつまるところ移民が低賃金単純労働以外の職に就く機会を妨げ、彼ら・彼女らを「二級市民」の地位に押しとどめることで、「外国人の人権」をかえって抑圧することになるからである。現行の多文化共生政策を崔 (2014) は次のように批判している。

私が地域社会の問題に取り組んでわかったことは、多文化共生とは、外国人なくしては成り立たなくなってきた日本社会の実情を反映するものでありながら、在日外国人を、日本人

として同じ「市民」(住民)としての対等な関係ではなく、「二級市民」として扱うことを前提にしているということです。私たちは、多文化共生とは、グローバル化が進み外国人が増大する中で国民国家の安定と成長を求めて廉価な労働力を確保するための、多様性を大義名分にしながら、国籍による差別を前提にした植民地イデオロギーだと考えるようになりました。

問題はしかしそれだけではない。移民政策、留学生政策、日本語教育のアカデミズムの世界では主要メンバー間で互いの言説を公けの場では批判しない、という「暗黙のルール」が事実上成立していると考えられるからだ。そのことを〈やさしい日本語〉を例にとって次節に示そう。

5. 3 学問の自由の敗北

2012年、日本語教育学会は庵功雄に日本語教育奨励賞を授与した。受賞理由のひとつに〈やさしい日本語〉研究が挙げられている⁽⁴¹⁾。〈やさしい日本語〉の効果が学術的に立証されていないにもかかわらず、アカデミズムがその「有効性」にお墨付きを与えてしまったのだ。以降〈やさしい日本語〉の理念は、アカデミズムによる適切な批判なきまま、マスメディアや地方自治体の賛同を得て全国的に普及して⁽⁴²⁾今日に至っている。2019年3月14日付け日本経済新聞紙上で山脇啓造が「最近注目されているのが「やさしい日本語」だ。日本語を学習している外国人にわかりやすいように、簡単な語彙や文法で、短くはっきりと話す日本語のことを指す。政府には「やさしい日本語」の普及に努めることを期待したい⁽⁴³⁾」と述べているのは〈やさしい日本語〉の理念がすでに全国制覇を遂げた証左であると同時に、アカデミズムの言説の質をアカデミズムがもはや担保しえなくなってしまったことを示す証左でもある。それが学問の自由の敗北、ひいてはアカデミズムの危機を意味するものであるのは言うまでもない。筆者たちが今回あえて本論文を世に問うゆえんである。

以上

注

- (1) 「やさしい日本語」に関する先行研究で最も重要なものは野元菊雄氏の「簡約日本語」である。簡約日本語は「日本語の難しい点を取り払い、エッセンスによる日本語を作り」、そこから学習がはじめられるようにしたものである。「やさしい日本語」は簡約日本語と同様の発想で作られている」(庵2009:128)。
- (2) 日本語能力試験は2009年までに旧試験と2010年以降の新試験とに分かれる。旧試験はN4～N1の4段階だったが、新試験はN5～N1の5段階に設定された。旧試験のN3は新試験のN4に相当する。N1は「幅広い場面で使われる日本語が理解できる」レベル、N2は「日常的な場面で使われる日本語に加え、幅広い場面で使われる日本語をある程度理解できる」レベル、N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる」レベル、N4は「基本的な日本語を理解できる」レベル、N5は「基本的な日本語をある程度理解できるレベルである(日本語能力試験JLPT)。日本語能力と学習時間の関係はN5:150時間、N4:300時間、N3:450時間、N2:600時間、N1:900時間である。https://www.mlcjapanese.co.jp/j/jlpt_preparation_courses.html【2019.8.27】

- (3) 〔筆者注〕この「定住外国人」は文脈上「移民」と考えられる。
- (4) 庵は〈やさしい日本語〉は「地域型初級」であり、地域型の日本語学習は「週１回２時間が標準である」（庵 2016:44）と述べている。
- (5) 横浜市の公文書の〈やさしい日本語〉への書き換え事例集のサイトは以下のとおり。https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/public-relations/kijunej.files/0010_20180927.pdf 【2019.8.28】
- (6) 〔筆者注〕<https://www3.nhk.or.jp/news/easy/> 【2019.8.28】
- (7) 〔庵ほか（2011）注〕EJ は Easy Japanese の略である。
- (8) 庵（2017）、庵（2018）、庵（2019c）でも松田ほか（2000）を引用している。
- (9) 他の２人は授業時間の調整がつかず途中で放棄した（高木2017:161）。
- (10) 〔高木注〕庵（2014）では、その後の実践で得た知見をもとに改訂版 Step1, Step2 が示されている。本研究の調査は 2011 年から 2012 年に行われ、改訂前の Step1, Step2を参照している。
- (11) 〔高木注〕OPI (Oral Proficiency Interview) とは、外国語学習者の会話のタスク達成能力を、一般的な能力基準を参照しながら対面のインタビュー方式で判定するテスト。
- (12) 「韓国語を第一言語とする人にとっては、英語やドイツ語より、日本語のほうが学習しやすい言語である […]」（オストハイダ2019:88-89）。
- (13) 高木（2017）を掲載した『一橋大学国際教育センター紀要』の発行日である。
- (14) 『にほんごこれだけ！』は話しことばとしての〈やさしい日本語〉のテキストである。
- (15) 『にほんごこれだけ！』を学んだ語彙量800～1,000語の者が語彙量1,500～2,000語の「外国人向け辞書」を使いこなせるとは思えない。なぜなら「外国人向け辞書」のことばを理解するための辞書がさらに必要になるからである。
- (16) <http://www4414uj.sakura.ne.jp/Yasanichi/> 【2019.9.4】
- (17) <http://www4414uj.sakura.ne.jp/Yasanichi/what-is-ej.html> 【2019.9.4】
- (18) 是川（2019a）は是川（2019c）をもとに若干の加筆・修正がなされているが、図表は図4.1.1以外は同一である。
- (19) 〔筆者注〕図4.1.4より「1. 苦しい」ではなく「1. 大変苦しい」である。
- (20) スコア4.2は「N2-N1レベル」ではなく「N3-N2レベル」である。スコア1＝全くできない、スコア2＝N5、スコア3＝N4、スコア4＝N3、スコア5＝N2、スコア6＝N1、スコア7＝日本人並みである（48ページの図4.1.1より）。
- (21) 「日本語教育機関に在籍できる期間は通常最長２年間です」（法務省ホームページ）。
- (22) そう推定した理由は是川（2019a）と同じ（独）学術振興会科学研究費助成（JSPS17H04785）を受けた是川（2017）のアンケート調査対象者が日本語学校で学ぶ留学生および元留学生だったからである。
- (23) この誤記がケヤレスミスであることは当然であるが、「日本語学校から高等教育機関への進学者イコール N2-N1レベルの日本語能力保持者」が前提とされていることがこの誤記につながったと推定される。
- (24) それぞれ49ページ、50ページ、51ページに掲載。
- (25) 49ページ、50ページの是川（2019a:164-165）の再掲である。
- (26) 〔筆者注〕図4.1.4より「1. 苦しい」ではなく「1. 大変苦しい」である。
- (27) 〔 〕内は筆者による。
- (28) 「アルバイト従事率」＝「通学のかたわら仕事」／「合計」
- (29) 国勢調査のデータは留学生数ではなく、外国人学生数である。

- (30) 総務省統計局 (2009)
- (31) 図4.1.2の「主な収入源の割合」はアルバイト従事率を示しているわけではない。
- (32) 460校が登録されているが、ある日本語学校が2度登録されているので、実際は459校である。
- (33) 日本語訳は筆者による。
- (34) 日本語訳は筆者による。
- (35) GERとは「欧州議会が定めた「欧州言語を対象とする共通の学力基準」(丸尾2007:20)」のドイツ語表現。英語表現ではCEFRという。「欧州審議会(Council of Europe)が作成した「言語に関する共通欧州参照枠組み(GER: Gemeinsamer europäischer Referenzrahmen für Sprachen; CEFR: Common European Framework of Reference for Languages) [...] 言語のレベルを下から上に、A1からC2までの6段階に区分している。C1とC2は「熟達した言語使用者」、B1とB2は「自立した言語使用者」、A1とA2は「基礎段階の言語使用者」のレベルとされている(木戸2017:36)」。
- (36) 各国の統合コースへの予算はランポール・マネジメント社の評価によれば、オランダ:2.7億ユーロ(2007年)、デンマーク:約2億ユーロ(2005年推定)等である(丸尾2007:39)。
- (37) http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha_kyoiku_jigyo/ 【2018.8.10】
- (38) 「統合コースは、難民や生活保護受給者は無償。私的な理由で定住を希望する場合は1時間1.9ユーロほどの負担で、コース終了時の試験に一定期間内に合格すれば半額が返還されます。17年までに約195万人が参加。同年は統合コース関連費用に約8億6千万ユーロ(約1080億円)を連邦政府予算として計上しました」(朝日新聞デジタル2019.3.10)。
- (39) 他のEU諸国やカナダ、オーストラリアでも同様である。
- (40) これを「共有基底言語能力」という(田中祐美2015:34)。なお第一言語とは母語、第二言語とは母語以外に学ぶ言語のことをいう。
- (41) <http://www.nkg.or.jp/member/gakkaisho/syoreisyo10.pdf> 【2019.9.5】
- (42) 「研究代表者庵は各方面からの取材や原稿依頼に対応し、〈やさしい日本語〉の理念の普及に努めた。この間、複数の全国紙の1面記事や全国ネットのテレビ番組で〈やさしい日本語〉が取り上げられるなど、〈やさしい日本語〉の理念は急速に広まりつつあると言える」(KAKEN2019)。
- (43) 本論文の2.2参照。

文献

- 朝日新聞デジタル、2019.3.10、「外国人労働者、支援のあり方は 韓・独の取り組みに学ぶ」
<https://www.asahi.com/articles/ASM312V27M31ULZU001.html> 【2019.9.5】
- 庵功雄(2009)「地域日本語教育と日本語教育文法「やさしい日本語」という観点から」『人文・自然研究』3:126-141
- 庵功雄監修(2010)『にはんごこれだけ! 1』ココ出版
- 庵功雄(2011a)『にはんごこれだけ! 2』ココ出版
- 庵功雄(2011b)「日本語教育文法からみた「やさしい日本語」の構想: 初級シラバスの再検討」『語学教育研究論叢(28)』255-271
- <http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/23116/1/0101206101.pdf> 【2019.8.30】
- 庵功雄・岩田一成・森篤嗣(2011)「「やさしい日本語」を用いた公文書の書き換え: 多文化共生と日本語教育文法の接点を求めて」『人文・自然研究』5: 115-139

- 庵功雄（2013）『「やさしい日本語」とは何か』庵功雄・イ ヨンスク・森篤嗣 [編] 『「やさしい日本語」は何を目指すか』 ココ出版
- 同（2014）『「やさしい日本語」研究の現状と今後の課題』『一橋日本語教育（2）』 1-12
<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/27981/1/jle0000200010.pdf> 【2019.9.5】
- 同（2016）『やさしい日本語—多文化共生社会へ』 岩波新書
- 同（2017）『多文化共生社会と〈やさしい日本語〉』
http://www12.plala.or.jp/isaoiori/tabunka_yasaniti170609.pdf 【2019.8.30】
- 同（2018）『人に伝える〈やさしい日本語〉』
http://www12.plala.or.jp/isaoiori/asahi_culture181103.pdf 【2019.8.30】
- 同（2019a）『移民の受け入れと〈やさしい日本語〉』
http://www.esuj.gr.jp/jitow/558_index_detail.php 【2019.8.30】
- 同（2019b）『外国人との対等な関係の構築へ必要とされる〈やさしい日本語〉』『Journalism』 no.348、朝日新聞社
- 同（2019c）『これからの日本社会と〈やさしい日本語〉—「日本語教育」の前に必要なこと—』
http://www12.plala.or.jp/isaoiori/saitama_191110.pdf 【2019.11.10】
- 一般財団法人日本語教育振興協会（2019）『平成30（2018）年度日本語教育機関実態調査』
<https://www.nisshinkyo.org/article/pdf/overview05.pdf> 【2019.7.14】
- オストハイダ・テヤ（2019）『「やさしい日本語」から「わかりやすいことば」へ 共通語としての日本語のあり方を模索する』庵功雄・岩田一成・佐藤琢三・柳田直美編『〈やさしい日本語〉と多文化共生』ココ出版
- KAKEN（2019）『やさしい日本語を用いた年少の言語的少数者向け総合日本語教材開発のための総合的研究』サマリー
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-17H02350/> 【2019.8.30】
- 木戸芳子（2017）『移民のためのドイツ語教育：統合コースとドイツ語試験』東京音楽大学リポジトリ
- 厚生労働省（2019）『「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ（平成30年10月末時点）』
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html 【2019.8.12】
- 是川タ（2017）『日本における中長期在留外国人の移動過程に関する縦断調査』
<http://www.ipss.go.jp/projects/j/PSIJ/パンフ2017.pdf> 【2019.8.1】
- 同（2019a）『第7章 教育達成を通じた移住過程としての日本語学校「日本における中長期在留外国人の移動過程に関する縦断調査（PSIJ）」を用いた分析』是川タ（著・編集）駒井洋（監修）『人口問題と移民——日本の人口・階層構造はどう変わるのか（移民・ディアスポラ研究8）』明石書店
- 同（2019b）『やさしい経済学——外国人労働者と社会的統合（8）国立社会保障・人口問題研究所室長是川タ——留学生、就労目的多いと言えず』『日本経済新聞』（2019.3.1）
- 同（2019c）『教育達成を通じた移住過程としての日本語学校「日本の中長期在留外国人の移動過程に関する縦断調査（PSIJ）」を用いた分析』
http://www.ipss.go.jp/publication/j/WP/IPSS_WPJ20.pdf 【2019.8.1】
- サイド、エドワード・W・サイド、大橋洋一訳（1998）『知識人とは何か』平凡社
- 佐藤由利子（2019）『日本語学校を人材育成の「中核インフラ」に』
<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00480/> 【2019.8.1】

- <https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00480/?pnun=2> 【2019.8.1】
- 総務省統計局（2009）『平成22年度国勢調査の実施に向けて（検討状況報告）』
- 総務省統計局（2017）平成27年国勢調査就業状態等基本集計（労働力状態、就業者の産業・職業など）外国人の労働状態・産業・職業30-1
- <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001080615&cycl e=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001100295> 【2019.8.1】
- 高木祐輔（2017）「やさしい日本語シラバスを用いたビジネスパーソン向け 日本語教育に関するケーススタディ」『一橋大学国際センター紀要』8、157-165
- <https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/28753/1/kokusai0000801570.pdf> 【2019.9.1】
- 田中秀輝・美野秀弥（2018）「ニュースのためのやさしい日本語と その外国人日本語学習者への効果」『NHK 技研 R&D』No168
- <https://www.nhk.or.jp/strl/publica/rd/rd168/pdf/P36-48.pdf> 【2019.9.1】
- 田中祐美（2015）「イメージ教育と第二言語習得」『広島経済大学研究論集』第38巻第1号
- 崔勝久^{チェスング}（2014）「原発体制と多文化共生について」西川長夫・大野光明・番匠健一編『戦後史再考「歴史の裂け目」をとらえる』平凡社
- 日本学生支援機構（JASSO）「外国人留学生在籍状況調査結果」
- https://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/index.html 【2019.8.1】
- 日本学生支援機構（JASSO）「私費外国人留学生生活実態調査」
- https://www.jasso.go.jp/about/statistics/ryuj_chosa/index.html 【2019.8.1】
- 日本語 OPI 研究会
- http://www.opi.jp/shiryo/actfl_guide.html 【2019.8.31】
- 日本語教育振興協会
- <https://www.nisshinkyo.org/article/overview.html> 【2019.8.1】
- 日本語能力試験 JLPR
- <https://www.jlpt.jp/index.html> 【2019.8.31】
- 文化庁日本語教育大会資料
- http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/ 【2019.10.12】
- 文化庁（2010）「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」文化審議会 国語分科会
- http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/nihongo_curriculum/index_1.html 【2019.8.12】
- 文化庁（2013）国語審議会国語分科会日本語教育小委員会「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」
- http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/suishin_130218.pdf 【2019.8.12】
- 法務省（2019）『在留外国人統計』
- http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00159.html 【2019.7.27】
- 法務省（2018）「留学生の現況と告示基準の改正について」
- http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/nihongo_suishin/09/pdf/r1409907_07.pdf 【2019.8.1】
- 松田陽子・前田理佳子・佐藤和之（2000）「災害時の外国人に対する情報提供のための日本語表現とその有効性

に関する試論』『国立国語研究所学術情報リポジトリ』No.7

丸尾眞（2007）「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」『内閣府経済社会総合研究所（Economic and Social Research Institute Cabinet Office Tokyo, Japan）』ESRI Discussion Paper Series No.189

http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis189/e_dis189.html 【2019.11.1】

文部科学省（2018）「平成29年度日本語教育機関における外国人留学生への教育の実施状況の公表について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1382482.htm 【2019.7.14】

Yahoo ニュース、2019.6.11、「学部研究生は N2相当の日本語力 文科省が要求、大学に確認徹底」

<https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190611-00000134-kyodonews-soci&fbclid=Iw> 【2019.7.14】

Chomsky, Noam Chomsky（2017）*The Responsibility of Intellectuals*, The New Press

井上 徹（一橋大学大学院言語社会研究科特別研究員）

倉田 良樹（一橋大学大学院社会学研究科特任教授）